

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業 に関する命令等の一部を改正する命令案（仮称）の概要

・改正対象

以下の5本の命令の一部を改正する。

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成5年大蔵省・農林水産省令1号）

漁業協同組合等の信用事業に関する命令（平成5年大蔵省・農林水産省令2号）

農林中央金庫法施行規則（平成13年内閣府・農林水産省令16号）

農水産業協同組合の優先出資に関する命令（平成6年大蔵省・農林水産省令1号）

農林中央金庫の株式等の保有の制限に関する命令（平成14年内閣府・農林水産省令1号）

・農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正（1条）

信用事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会及び特定信用事業代理業者が行う特定貯金等契約に関する業務についての金融商品取引法の販売・勧誘ルールの準用、信用事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会の業務範囲並びにこれらの子会社の範囲について、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令案（仮称）」による改正後の「銀行法施行規則」の規定も踏まえ、所要の事項を定める。

・漁業協同組合等の信用事業に関する命令の一部改正（2条）

信用事業を行う漁業協同組合又は漁業協同組合連合会、信用事業を行う水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会及び特定信用事業代理業者が行う特定貯金等契約に関する業務についての金融商品取引法の販売・勧誘ルールの準用、並びに信用事業を行う漁業協同組合又は漁業協同組合連合会及び信用事業を行う水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会の子会社の範囲について、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令案（仮称）」による改正後の「銀行法施行

規則」の規定も踏まえ、所要の事項を定める。

・農林中央金庫法施行規則の一部改正（3条）

農林中央金庫及び農林中央金庫代理業者が行う特定預金等契約に関する業務についての金融商品取引法の販売・勧誘ルールの準用、農林中央金庫の業務範囲及びその子会社の範囲について、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令案（仮称）」による改正後の「銀行法施行規則」の規定も踏まえ、所要の事項を定める。